



# 鳥取県公報

平成18年4月26日(水)  
号外第87号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	県道の区域の変更 (325) (道路企画課) .....	1
	県道の供用の開始 (326) ( " ) .....	1

## 告 示

### 鳥取県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年4月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字吹谷口412 - 2地先から同大字 字下河原406 - 2地先まで	8.5 ~ 9.8	57.0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字吹谷口412 - 2地先から同大字 字下河原406 - 2地先まで	10.5 ~ 28.5	57.0
		八頭郡智頭町大字坂原字吹谷口412 - 2地先から同町大 字智頭字横瀬2622地先まで	14.5 ~ 51.5	512.0

### 鳥取県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年4月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字坂原字吹谷口412 - 2地先から同大字字下河原406 - 2地先まで	平成18年4月26日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字坂原字吹谷口412 - 2地先から同町大字智頭字横瀬2622地先まで	〃